

『御伝鈔蔵板一件記録』翻刻と解題

万波 寿子

左に翻刻した資料は、漢文で書かれた親鸞の伝記『親鸞聖人御伝鈔』の板株を、西本願寺末寺の慶証寺が本山に代わって買い取り、新しく板木を新刻した際に作成された書類やその控えの文書を一括して冊子一冊としたものである。現在、龍谷大学大宮図書館に所蔵されている（請求番号：22557-1）。全体は三〇・七×二一・〇cmの大和綴になつており、全十五点、すなわち一紙、袋綴二冊、巻紙九通、文書三通、全三十八丁、墨付三十七丁を綴じ込む。元来はそのうち①（一紙）が袋になつており、中には②から⑯を納めていた。②と③は仮綴じの冊子で、④から⑯は巻紙や文書である。近代に入つて全体をあわせて冊子型に綴じ直され、新しく表紙が付けられた。表紙には「聖教開版史料」と書かれている。②～⑯の順序を見

るに、必ずしも分類されて綴じられたものではないらしく、冊子型のものを先に、文書類を後にして機械的に綴じただけのようである。なお、巻紙や文書は全て右端に小さな紙を貼り継がれており、料紙が直接綴じ込められないように配慮されている。

江戸中期の宝暦年間、西本願寺は仮名聖教の叢書『真宗法要』開版計画を打ち出し、いわゆる御蔵版と呼ばれる一連の教学研究書の蔵版に着手した。『真宗法要』とは、宗祖の五百回忌の記念事業として編纂された本願寺派仏名聖教テキスト聖教三十九点六十七巻の叢書である。全六帙からなり、三十一冊。これが一連の御蔵版の嚆矢となり、以後の規範となつた。

全国から末寺の師弟が集まる西本願寺学林は、本山による聖教藏版化事業を強く望んでいた。しかし、誤りの多い坊刻本を刊行していた本屋の排除を企図したことから、開版までの道のりは平坦ではなかった。

資料②によると、西本願寺は板木を全て自らが所持するに主張し、本屋側は重版を問題にして留板を要求したため交渉は難航し、開版までには五年もの長い歳月を要した。結果、奉行所が板木の一部を留板として所持し、奉行所から本屋に預けるという非常に希な形の落着を見せた⁽¹⁾。この長い本屋との折衝は、西本願寺に本屋の制度を認識させ、以後は本屋に配慮するようになる。取次役として寺内町に店を持つ本屋を当たらせ、本屋仲間の規矩が守られるような形で交渉するようになるのである。寺内町は門徒や僧侶で構成され、西本願寺の任命する奉行が長を務める町役所があり、いわば自治区であった。仮名聖教の叢書である『法要』開版後、真名聖教の蔵版化が行われた⁽²⁾。まず、安永四年から五年（一七七五、七六）にかけて『教行信証』（明暦版）と『教行信証』の注釈書である『六要鈔』の板株購入が行われた。この折、売り主であつた東本願寺寺内町の本屋、丁子屋九郎右衛

門は、併せて『親鸞聖人御伝鈔』板株の売却も提案したものの買い取りには至らず、西本願寺がその板株を購入したのは天明年間になつてからのこととなつた。当該資料はその際の『御伝鈔』板株購入にまつわる記録である。期間は安永九年（一七八〇）から天明八年（一七八八）の九年間に及び、安永五年に購入せずに終わつた『御伝鈔』板株を、慶証寺玄智が寺内町の本屋舛屋清兵衛らとともに買い取り、新しく板木を作成したが、天明の大火でそれらが焼失するまでの子細が書き留められてる。

この計画の中核人物である慶証寺玄智（享保十九年（一七三四）～寛政六年（一七九四））は、字を影耀、若瀛といい、号は孝徳坊、曇華室。河内国に生まれ、僧樸に師事して江戸中期西本願寺寺内町にある慶証寺玄誓の嗣となり、同寺の七世となつて本山の法要などを行う堂衆をつとめた学僧である。聖教研究の他宗史や論破書など、多岐にわたり高度な著作が多い。また、高名な学僧でかつ堂衆であつたことから、本山の政治に関わる僧侶でもあつたと見てよいであろう。こうした背景から、『御伝鈔』株の買い取り交渉と、買い取り後の本文の校訂を任せられたと考えられる。

西本願寺の命を受けて、玄智は安永九年に『御伝鈔』を蔵版しようとしたが、おそらく株を「分譲り度」といふ丁子屋の都合と丸株で買おうとした玄智の間で折り合わなかつたのだろう、このときの交渉は不調であった。天明二年（一七八二）正月、西本願寺の鷺森別院の輪番を勤めていた玄智まで、舛屋が書状を送つてきた。これにより、西本願寺末寺の興正寺が『御伝鈔』を蔵版する意志のあることが判明したため、玄智は本格的に買い取りに動き始めた。五月には帰洛し、興正寺と連絡を取り、また本山とも相談して交渉を始めている。玄智は『御伝鈔』を丸株で購入しようとした、その旨の証文の原案を作成したが、丁子屋が拒否したために、九月には留板一枚を丁子屋に下げ渡し、『御伝鈔』一部に付き製本代として銀三匁五分を支払うこととした。また、丁子屋の持つている『御伝鈔』の別板は、西本願寺御蔵版本には似寄せないよう丁子屋に約束させている。丁子屋は平仮名本を含めて全ての『御伝鈔』板株を所持していたから、この取り決めによって『真宗法要』同様、本山による聖教テキストの維持管理が可能となつた。ただし、丁子屋の希望により『御伝鈔』の注釈書を開版することは自由であ

る旨の証文も出している。この間、常に舛屋が取次を務めている。

天明三年（一七八三）五月の記事を見ると、玄智は『愚禿鈔』など他の真名聖教類も蔵版しようど、それぞれの版元と交渉を進めていたことが知られる。ただし、資料⑯に「天明四年辰二月廿一日、於長御殿、被仰聞候」とあるので、天明四年二月からは西本願寺長御殿の命令を受けて慶証寺の蔵版としたという体裁を取つたようだ。資料⑦や⑭は、その時の交渉の結果を簡略に説明したものである。なお、⑭から、『太子講式』のみは、西本願寺末寺敦賀の永覚寺が、明和九年（一七七二）に寺内町の本屋丁子屋庄兵衛の取次ですでに蔵版していたものを、玄智が直に永覚寺に赴いて慶証寺蔵版としたことが察せられる。『本願寺通紀』に拠れば、天明七年十二月まとめられて『真宗法彙』一帙として新刻された。

天明三年五月、いよいよ開版の出願をするにあたつて、玄智は本屋の取次を通さず、自ら直に奉行所に赴いている。この時あえて玄智は付き添いの安養寺と二人で、本屋の名前を載せない証文を奉行所に提出している。掛かりの与力中井孫助は『真宗法要』開版の際も活躍した役

人である。出願を受けた奉行所は、本屋仲間や江戸へも差し障りが無いか問い合わせをした。

翌月の六月三日からは、東本願寺と真宗仏光寺派の本山仏光寺に、奉行所から問い合わせがなされた。仏光寺に知らされたのは、親鸞の伝記絵巻である『親鸞聖人伝絵』を寺宝とし、その注釈書も刊行されていたためであろう。東本願寺からは返答が無かつたが、仏光寺からは照会があつた。玄智は西本願寺依用の『御伝鈔』の文字や清濁の付け方を正しくするだけで、仏光寺本に差し障るような序跋を作つて入れたり、文段、文意を変更するような大幅な改訂は無いと断つている。仏光寺の親鸞伝記関係書籍の出版にたいすることだわりも透けて見える。

この六月からは、新刻の準備もなされた。版下の作成を大阪の書家で門徒の細合半斎に依頼し、板木は京都の板木屋清兵衛へ依頼した。十一月に十三枚の板木となつて完成した。さつそく印刷に付されたようで、数冊が作られ、本山御納戸や半斎へも贈られている。本山には「東六条之板本」を添えて提出したとある。東本願寺には御蔵版本の『御伝鈔』はないので、ここでいう「六条」とは、東本願寺寺内町の丁子屋九郎右衛門が刊行していた

坊刻本であろう。資料③には、この間の板木納入の次第が記載されている。そして、天明五年十一月、奉行所へも届出を済ませ、丁子屋へも留板一枚を遣わし、同月二十七日には本山から御蔵版とする意向を通達された。資料②の末尾には、『御伝鈔』新刻にあたつての経費の明細と、新刻した『御伝鈔』一冊あたりの費用が報告されている。「紙代」の箇所の「せんくわ」とは、厚手の楮紙である仙貨紙のこと。新たに蔵版した他の真名聖教類を合わせた全体の明細は資料⑨にある。

このように周到に準備を進めていたが、できあがつた板木の本山献納を目前にして、天明八年（一七八八）正月に起つた天明の大火灾により、一連の板木は慶証寺と共に壊滅的な被害を被るに至つた。資料④は、板木は焼けても板株は残つてゐる旨を、永田調兵衛と共に本山へ報告している。資料⑥では、焼け残つたわずかな板木を「焼株之証跡」として本山に提出している。被害は深刻だつたようで、資料⑩は、本山の御納戸役人であろう秋田蔵人という人物に、「多年之辛労空敷相成、如ケ計残念奉存候」と無念を訴えており、さらに「拙寺儀、居宅掛屋敷等、不残類焼」して非常に困窮しており、株を他へ

売り渡すのもやむを得ないと訴えている。玄智が立て替えた分に対する本山からの支払いも滞っていたものか。玄智の悔しさは、いかばかりだつただろう。

以上が資料のあらましである。なお、天明の大火で焼失した『御伝鈔』の板木は、後に再刻された。この西本願寺本『御伝鈔』の刊行により、本願寺派の読み方が示されたことになる。これ以前、『御伝鈔』の濁音や振仮名を付した刊本は存在せず、読み方は口伝として伝授されるものであった。詳しくは、高橋正隆氏の解説を参照されたい⁽³⁾。『御伝鈔』は必ずしも宗学研究の対象ではなかつたが、毎年の報恩講で門徒が拝聴する大切な宗祖の伝記である。このときの玄智の尽力は、その後の教團に大きく貢献したと言わねばなるまい。

ところで、この一連の御藏版化へのきつかけは、末寺の興正寺が『御伝鈔』を蔵版する意志を見せたことから始まっている。これは、先の安永年間の『教行信証』蔵版の時と同じ動機である。すでに拙稿⁽⁴⁾で触れているが、西本願寺記録『本典六要板木買上始末記』⁽⁵⁾の冒頭には、寺内町の本屋吉野屋為八が「教行信証二板・六要鈔并同

会本・御伝書、都合五品完払候由にて、興門様へ御買上二成候様、風聞仕候。一説ニハ、御内々興門様ニ御藏板思召ニござ候様、相聞候故、弥々右ノ趣ニ候ハゞ、教行信証・六要鈔二品ハ、御本山様御大切成ル御書物ノ様ニ伝承事故（以下略）と、やはり興正寺の蔵版の意志が、板株購入のきつかけだつたことが記されている。興正寺は江戸時代には西本願寺の末寺であつたが、独立志向が強く、特にこの時期はそれが顕著であつた。そのため、この時期には『真宗法要』開版のような、御藏版本として正しい本文を管理することより、興正寺の活動を牽制することが急務とされていたようと思われる。

また、『御伝鈔』の版下作成は大阪の書家細合半斎が行つてゐる。彼は漢詩結社混沌社で活躍し、また木村蒹葭堂らと親交のあつた人物で、多くの法帖を手がけた当代随一の書家であった。板木は焼けてしまつたが、すでに数部を印刷している上、資料⁽⁵⁾に「上ヶ本済」とあるので、これらの本を元に再刻したなら、半斎の文字はこの後多くの寺で享受されたことだろう。

寺内町の本屋が取次役として活躍しているが、『京都書肆変遷史』⁽⁶⁾によると永田調兵衛は西本願寺寺内に天明の

大火の後に越したとある。しかし、資料④を見ると「天

明七年未十一月十日、永田調兵衛取次二而『愚禿鈔』な

どの株を入手したことが記されている。寺内町に住居し

ていないにも関わらず交渉役を担つていて点に、慶証寺

との特別な関係があつた可能性も指摘できよう。

他にも、御藏版本『御伝鈔』にかかつた代金や装訂のことなど触れるべき事柄は多いが、紙幅の関係上、ここで解題を終わりたい。

【注】

(1) 拙稿「御藏版『真宗法要』について」(『国文學論叢』第

五十三輯 龍谷大学国文学会 二〇〇八年二月)

(2) 拙稿「『真宗法要』開版以後の御藏版の状況」(『国文学

論叢』第五十五輯 龍谷大学国文学会 二〇一〇年二月)

(3) 高橋正隆氏「善慶寺藏古刊本御傳鈔について」 小林芳
規ら著『善慶寺藏古刊本「本願寺聖人親鸞傳絵」(御傳
鈔) 影印本解説』 善慶寺 一九八三年) 収載

(4) 前掲拙稿注⁽²⁾

(5) 妻木直良編『真宗全書』第七十四巻収載 国書刊行会
一九九六年(ただし、漢字を通行のものに改め、句読点
を私に付した。)

(6) 京都書肆変遷史編纂委員会編『京都書肆変遷史』 京都府
書店商業組合 一九九四年

【付記】

この資料の翻刻にあたつては、京都アスニー「古文書解
読入門」講座受講生の皆様、ならびに講師の藤本孝一先生
にご協力頂きました。作業中は翻刻のみならず、皆様から
貴重なアドバイスを得ることができました。ここに記して
感謝を申しあげます。

【翻刻 御伝鈔蔵版一件記録】

全体 大和綴（縦310・7×横21・0cm）

（表紙。題の匡廓のみ印刷）

【凡例】

当該資料は、龍谷大学大宮図書館所蔵『御伝鈔蔵版一件記録』

（請求番号022—257—1）を翻刻したものである。翻刻にあたつ

てはできるだけ原本の文字や体裁を用いるよう心がけたが、以

下の点は原本の通りではない。

・ 読点を私に付した。

・ 全体の丁数は、（ ）内にアラビア数字で示した。もと冊子

型のものは、その丁数を（ ）内に漢数字で並列して付した。

・ 異体字は正字に改め、合字は開いて表記した。

・ 旧字体は、出来る限り原文の通りに表記した。

・ 誤字と思われる箇所は、横に（ ）で正しいと推測される字

を補つた。

・ 本文が丁の途中で終わり、以下が余白になつている場合は、
丁数の表記との間に一行あけて示した。

御傳御藏板一件書類

（袋の表を切つて一紙としたもの。1）

聖教開版史料

（題簽縦27・1×横4・1cm）

御傳鈔蔵版一件記録 全

①一紙、旧袋（縦310・7×横21・0・6cm）

「天明三卯五月

（朱書）
「臨時門之内

御藏板出入之部

(2)『御伝藏板壹件覚書写』袋綴縦二三・八×横一六・七cm)

「天明三年卯五月

御傳藏板壹件覚書

至五年巳十一月

慶證寺」(本文共紙表紙。2)

祖師御傳記藏板壹件之記

安永九年子五月、御傳板元、東六条丁子屋九郎右衛門より、古板之株を分譲り度旨申候付、内々学林へ買得致置候、しかるべきとて、豊前教覚寺崇廓、并世話人督寺内油小路舛屋清兵衛、毎度慶證寺へ罷越、段々及相談、永々板買銀四貫三百匁相渡、買得候筈二、證文案案紙を相認來候え共、相調不申残念之儀二候故、慶證寺より、追而可及相談儀も可有之段、舛屋清兵衛追申聞置候、

天明二年寅正月、舛屋清兵衛より御傳板買得之儀、惣而御相談可被成様ニ承置候処、此度、興御門跡ニ而、御藏板思召立有之候付、御内談申來候、如何可仕仰之旨、驚森輪番所へ、以書状問合參候故、追て上京之節、可及是非之返答之旨、返書遣」(一・3)

同五月、上京、

同十七日、於桃仙館、内々御取沙汰有之候由、

同十八日、佐々木江介より、手紙を以、弘證寺殿御^{興正}逢被

成度之間、今晚罷出候様申來候故、入夜罷出候処、直ニ御傳御藏板被成度思召ニ候間、猶又下間甲山方へ参り、何角可申談之旨被仰聞、依之、翌十九日及廿七日、甲山

公へ至り申談、

同九月上京、御藏板之儀、先慶證寺藏板ニ仕置、首尾克相濟候上、追而御藏板ニ差上候方、可致候故、舛屋清兵衛へ、弥丁子や江掛ヶ合、相對決着致置度旨、申談候処、去子五月之相對之通ニハ、丁子屋不得心ニ候間、先板賃度每ニ、銀何程宛相渡之筈ニ定メ、後々又々、相對致替候様可取斗候由ニ而、其通ニ決ス、右は、近年御本書御自釈と申書、九郎衛門方ニ而、致板行候処、御本山より御察當ニ而、弘通相滯り候儀有之候付」(二・4)相對事変シ候由、子五月、證文案案紙如左、

一御開山様御傳記、右此度、御藏板之思召立有之候付、故障之有無を御尋被下、奉承知候、右御校正之御本を以、御彫刻相成候而ハ、先年より私方所持之御傳抄、過半賣止、難儀仕候付、先年法要之格を以而、板木壹

牧私方へ御預被下、本一部二付、銀四匁三分宛御渡下候様、御願申上候、然処、右板木壹牧、永代御預ヶ被下候而は、御勝手悪敷候ニ付、永々之板賃として、銀四貫三百匁御渡被下候様、御願申上候処、御承知被下、則銀子頂戴仕候、右之銀子之利息を以、渡世相續仕、難有奉存候、然ル上は、私方所持之御傳抄再板仕候共、御校正之御傳抄ニ似寄候儀は、一切仕間敷候、為後日、賣上證文仍て如件、

板賃銀は、此度段々申談、隨分引セ候而、銀三匁五分二相定メ候也。但味銀、
非通用」(二・5)

九月十三日、内相對事濟候付、丁子屋九郎右衛門、世話人舛屋清兵衛同道ニ而、慶證寺へ罷越、取替證文、印形相濟、文言如左、

一札之事

一本願寺親鸞聖人御傳記上下両巻

此度御藏板之思召立有之、私方右御傳板木所持仕候故、差構有無御尋被下候ニ付、右御藏板致出来候而は、私方板元過半賣止、難儀仕候間、先年真宗法要之格を以、御藏板之内、板木壹牧御預申上、壹部二付、板賃銀三

天明二年寅九月十三日

東六条下珠数屋町
丁子屋九郎右衛門
印

匁五分宛、御渡被下候様、仕度段申上候処、御承知被成下、御相對事濟、則其段本屋行事中江も相達候而、実正明白也、然ル上は、新板御弘通之義、列帳、閉本共、御勝手次第二可被成候、毛頭差障候筋無御座候、且又、此後私方ニ而再板仕候共、是迄之通刻立申候而、御藏板之本ニ似寄、御弘通之障ニ相成候義は、一切仕間敷候、万一、東御本山」(四・6) 御藏板之思召立有之候而も、右真宗法要御留板之儀、惣而申上置候得は、私方所持之板木ハ、差上不申候、右之外、於何方も、類板等出来之儀、急度為致申間敷候、惣而、御一派御依用之御傳之板木、私方ニ列帳新板、外ニ閉本、又平仮名繪入本、右之通所持有之外、御傳素本之板木、一切本屋共方無御座候間、右御藏板ニ付、何方よりも差障申出候筋、毛頭無御座候、右之條々、萬一變有之候ハ、何時成共私共罷出、御差支相成不申様、急度埒明可申候、為後日、證文仍而如件

西六条油小路通

舛屋清兵衛 印

丁子屋
九郎右衛門殿

西六条

慶證寺殿

列帳開新板
古板

閉本板

平假名閉本繪入

右注釈、印刻無構之事、書加へ候様ニ望申も、御自釈弘
通滯り候付之故歟与、相聞へ申候、

一(六・8)

右之板木、從古來所持被致候事、致承知候、然廻、
此度〔五・7〕校合本御藏板、致彫刻度候ニ付、其
方元板ニ差障有無、舛屋清兵衛を以、相尋候得は、
藏板出來ニ而は、渡世之障ニ相成、難儀之由被申越
候旨、尤之事ニ候故、為其、右新刻板木全部之内、
留板四丁張壱牧相渡候上は、已來書物入用之節ハ、
本壱部ニ付、銀三匁五分宛、相渡可申候、然は、右
御傳注釈之義は、其仲間元株有之事ニ候得は、勝手
次第彫刻可被致候、此方一切構無之候、為後日、仍
而藏板一儀、如件、

同三年卯五月、公儀へ願候事、是迄三部経、礼贊等、
藏板之節は、本屋取次ニ而、無造作ニ相濟候得共、御傳
之儀ハ、追而御藏板ニ相成可申候得は、本屋取次ニ而ハ、
御外聞も如何被存候故、直ニ願出候筈ニ決ス、尤、九郎
右衛門よりも、本屋願ニ仕度旨、申越候得共、取合不申
候、就夫、慶證寺一分ニ而、願出可申哉、御家人之事ニ
候得は、御寺内役所より御達可有之哉之段、長御殿へ伺
候廻、一分ニ而願出候様ニ、下間兵部卿殿より返答有之、
依之、公邊年寄、當月番西役所、土屋伊豫守殿近習、山
口十郎次適、明善寺より届書案文、取替證文写相添、内
々聞合候廻、廿三日、左之通申來、

然は、其節被仰聞候慶證寺様、此度御藏板被成度ニ

付、御役所表江御差出之訴状并右始末承リ、合可申

西六条
慶證寺
印

天明二年寅九月十三日

旨被仰聞、早速右筋之役人共へ掛合候処、隨分、御下書之御文言ニ而可然候、尤、右訴状御差出被成候ハヽ、追々、否之御沙汰可有之旨ニ而、書付ハ留置ニ相成」(七・9) 可申候、右之内ニ、御役所より、

両本願寺、并本屋行司、板元江、六条慶證寺より右之願書差出候、差支無之哉之旨、一応尋有之、何も差支無之段、及返答候上、願之通、被仰付候筋合二而御座候条、さ様可被思召候、且、願書御差出之日限は、来廿五日歟、廿七日可然候、勿論、一日前ニ御役所へ、御差出被成候ハねハ、相濟不申候、殊廿五日は、余り御せわしく、可有御座候条、廿七日之御積リニ而、廿六日訴状御差出、可被成候、尚、右之趣、委細掛合置候条、慶證寺様へ可然御通達可被下候、萬事拝顔与申留候、已上、

五月廿三日

尚々、此間被遣候御願書下書、并、為御取替證文壹通、御返却申上候、御落掌可被下候、

右手紙、廿四日、明善寺より差越候故、藤井氏方ニ而、公府へ差出候書付共、認メサス、筆料、紙代共百冊八文、」(八・10)

廿五日、長御殿へ出、公儀へ差出候書付、并取替證文式通、写共兵部卿殿へ入内見、弥御役を離レ、慶證寺一分ニ而、公府へ罷出候旨届置、□御力廣間ニ而、町役渋谷左衛門へも、右長御殿へ相達候趣、申達、書付類も見七置、

廿六日、西役所へ、名代豊後成本遣、安養寺も案内旁付添出、同心村田文蔵へ届書渡ス、十郎次も來、世話被申候由、届書如左、

御届申上候口上書

一本願寺親鸞聖人傳記上下兩卷併列帳、閉本共

右、先年より、於書林印板流行仕候処、文字誤多御座候故、此度改正清濁付、當寺藏板ニ仕度候付、御届申上候、尤、元板所持仕候本屋方江は、前紙写之通、證文取替セ、相對事濟、差障無御座候間、何卒、御聞濟可被成下候、以上、

明善寺様

土屋伊豫守内
山口十郎次

本願寺末寺
西六条西中筋住吉町

慶證寺 印

東六条下珠数屋町

病氣二付代成本 印」(九・11)

丁子屋九郎右門

天明三年卯五月廿七日 西兵車小路常盤園子

附添 安養寺 印

西六条油小路御前通下ル町
舛屋清兵衛

御奉行所

右届出ニ、取替セ證文式通、繼足シ、合印致シ差出、
明廿七日六時、罷出候様ニ被申聞、掛リ与力ハ、中井
孫助与申候由、

廿七日、成本并安養寺、西役所へ出、昨日差出置候書
付、同心塚本長兵衛より被相渡、九ツ時、土屋伊豫守、
丸毛和泉守兩奉行立会ニ而、右書付差出シ、直ニ受取、
追而可及沙汰之旨、被申渡、退出、

廿八日、兩六条町役、并本屋行事、板元丁子や、證印
人舛屋清兵衛、西役所へ呼出、

當方町役渋谷左衛門被出、慶證寺御傳藏板差支有無之
尋有之候故、差支無之旨及即答候得共、尚罷帰リ相調
ヘ、書付可差出之旨被申聞、

東方未詳

夕方、舛屋清兵衛、公府江差上候書付写持參、「(一〇

12

卯五月

九郎右衛門 印
清兵衛 印

右兩人申上候趣、承知仕候、於私共、何之差支無

西本願寺末、西中筋花屋町上ル慶證寺より、親鸞
聖人御傳抄と申書物、藏板致度旨、慶證寺より御
願被申上候ニ付、被召出、右藏板被仰付候而も、
差支無御座候哉、御尋御座候、此儀、私本屋商賣
仕罷在候処、右藏板之儀ニ付、慶證寺より舛屋清
兵衛江對談有之、九郎右衛門儀、板元之義ニ付、
右之趣、清兵衛より私へ申聞候故、得と承糺候故、
何之差支も無御座候、其段私、并、慶證寺一札為
取替置候、右之趣ニ御座候得は、慶證寺願之通、
被仰付候而も、何之差支も無御座候間、いか様
共被仰付被下候様、奉願上候右之通、少も相違不
申上候、以上、

御座候、」(一一・13) いか様共、被仰付被下候様、一統奉願上候、以上、

本屋行事

文臺屋太兵衛 印

永田 調次 印

右之者共申上候趣、承知仕候、

九郎右衛門町

年寄 権兵衛 印

五人組 庄右衛門 印

清兵衛町

年寄 三郎兵衛 印

五人組 三郎右衛門 印

六月朔日、渋谷左衛門より公府へ、故障無之旨、書

付出候由、

二日、寺内役所より、明三日四時、西役所へ、附添

人同道二而、罷出可申旨被申聞、成本出、承之、

三日四ツ時、安養寺同道二而、罷出候処、公事方中
并孫助出、東本願寺へ尋候処、今以答書不出候、佛

光寺八、稻田求馬より申出候旨有之候とて、尋書被相渡、求馬差出候書付も、廉々被読聞、「(一一・14)

親鸞聖人傳記上下式卷、印板流行いたし候処、文

字誤多候付、此度改正清濁付、藏板致度、尤、元

板所持之本屋方江は、證文為取替、相對いたし、
差障無之候間、聞濟之儀願出候付、向々江差障之

有無相尋候処、佛光寺より親鸞聖人傳文之儀、彼

是申立有之、親鸞聖人傳文之改正ニ而は有之間敷

本願寺派之傳記ニ而有可之候哉、併万一、文段、

文意を相替、若哉佛光寺傳來之傳絵、由緒等之妨

ニも可相成序跋をも差入候ハヽ、甚差障候旨、本

願寺派ニ而之傳記上下式卷、在来之趣ニ而、文字

誤、并清濁等改正、藏板ニ成候儀ハヽ、差障無之旨

二候間、右佛光寺より之申立之差障ニは不相成候

哉、委可申聞候、

即刻、於町代部屋案又相認、筆工ニ為認候而、差出、

取次村田文蔵、文言如左、(筆料、紙代共百錢遺)

就御尋、口上書」(一三・15)

一親鸞聖人傳記上下式卷、印板流行いたし候処、文
字誤多候付、此度改正清濁付、藏板致度、尤、元

板所持之本屋方江は、證文為取替、相對いたし、

差障無之候間、御聞届被成下度旨奉願候付、向々

江差障之有無御尋被成下候処、佛光寺より、親鸞

聖人傳文之改正二而は有之間敷、本願寺派之傳記

二而可有之哉、併万^一、文段、文意を相替、若哉

佛光寺傳來之傳繪、由緒等之妨ニ也可相成序跋を

も差入候ハヽ、甚差障候旨、本願寺派ニ而之傳記

上下貳卷、在來之趣ニ而、文字誤、并清濁等改正、

藏板ニ成候儀は、差障無之旨ニ候間、右佛光寺よ

り之申立之差障ニは、不相成候哉之御尋ニ御座候、

此儀、藏板奉願候親鸞聖人傳記上下兩卷は、本

願寺第三代目覺如上人之作、本願寺一派依用仕

候本ニ而、元來佛光寺派依用之(一四・16)本

トハ、文字、章段処々不同御座候而、別本と奉

存候、勿論、佛光寺傳來之傳繪、由緒之妨ニ相

成候序跋を差入候様之儀は、毛頭不仕、只、本

願寺派依用之傳文、在來之趣ニ而、文字誤、并

清濁等改正、藏板ニ仕候迄ニ而、文段、文意相

替候儀は、無御座候、

右就御尋、此段相違無御座候、以上、

本願寺末寺

西六条西中筋住吉町

天明三年卯六月三日

慶證寺

附添西兵車小路常盤圖子

安養寺

印

御奉行所

右之趣、御寺内役所へも、写シ書差出ス、

〔一五・17〕

同六月十八日、呼出ニ付、慶證寺代成本、附添安養寺、罷出候処、土屋伊豫守殿、直ニ届候趣、相濟候段被申渡、猶又、請書差上候様ニ被申付、左之通認メ出ス、

奉差上御請書

親鸞聖人傳記上下武卷、文字誤多御座候ニ付、此

度改正清濁付、當寺藏板ニ仕度旨御届申上候処、

右ハ、佛光寺傳來之傳繪、由緒之妨ニ相成候序跋

を差入候様成義ハ、毛頭不仕、本願寺派依用之傳文有來之趣ニテ、文字誤、并清濁等改正、藏板ニ

仕候迄ニ而、文段、文意相替候儀は、無御座旨、

申上候処、右ニ差障不申様可仕旨被仰渡、奉畏候、

依之、御請書奉差上候、以上、

本願寺末寺

西六條住吉町

天明三年卯六月

六月廿四日、鷺森輪番交代、帰京、廿六日、世話二
相成候方へ罷越、一礼申述、

三条屋敷

与力公事役

金三百疋

中井孫助

病氣二付
代成本 印

西無車小路常盤井

附添 安養寺 印

同心

右屋敷
同断

村田文藏

土屋伊豫守近習

銀五両

外二百錢

近習部屋

下部へ

武
ベ百拾番外五分

寺内役所へ届書出ス、
御届申上口上覺
「親鸞聖人傳記上下式卷、文字誤多御座候付、此度
改正清濁付、當寺藏板仕度貞、二條表江御届申上
候処、去十八日、相濟候付、御届申上候、以上、

御届申上口上覺

御奉行所〔一六・18〕

天明三年卯六月
御役所
慶證寺 印
住吉町

板下書之儀、大坂千旦木筋道修町北へ入西かわ細合
半齋雅樂姓合
字源玉
号斗南、儒宗殊二書家也、真宗門人二而、承及、
相認度貞、居敬子より傳達二付、頼遣、

天明五年六月、右為謝礼、美濃帯式拾帖、葛壹箱大
遣ス、此料、銀式拾五匁計、刻工は、松原新町西へ

〔一七・19〕

入ル板木屋清兵衛へ申付、板老牧二付、銀正味式拾五匁宛、五年七月より十一月迄成就、都合拾三牧、刻料合銀三百式拾七匁渡ス、別帳ニ受取書有之、

上卷式十八紙 下卷廿四紙 合五十式紙、

板老牧三四紙宛 外二、外題板老牧、

同十一月十一日、新本老部、錦花殿へ差し入ス、御納

戸へ持參、富嶋頼母へ渡ス但、此ノ事例板本、も相紙、差出ス、同老部宛、桃仙

館、細合半斎へ遣ス、

同十四日、丸毛和泉守殿役所へ、新本式部差出ス、

口上書(一八・20)

一本願寺親鸞聖人傳記 上下式卷

右之書、改正清濁付、列帳、閉本共、開板流行仕

度旨、天明三年卯五月廿七日、西御役所江御届申

上候処、同六月十八日、御免被成下候、此度閉本

之分、板行出来仕候付、本式部差上申候、以上、

合、銀四百九拾匁壹分

仕立入用之事

天明五年巳十一月

板主慶證寺 印

御奉行所

取次同心柏原次部右衛門、帰掛二銀三匁遣ス、

外二

一紙代せんくわ 壱匁 一桐箱代

一表紙仕立 地引手間摺共

一匁

九分

惣入用覚

銀三百式十七匁

同 式拾五匁

百拾五匁五分

錢三百卅八文代三匁四分

銀十九匁二分

板木屋拂

板下書へ礼

公府役人へ礼
筆工井茶料

經師屋

四部仕立代

但、無板貨

同十三日、舛や清兵衛、永田勘兵衛両本屋より、摺仕立賣弘メ度旨、頼來候得共、取合不申候、

同十八日、丁子屋九郎右衛門へ、留板老牧遣候付、

右為挨拶、舛屋清兵衛同道ニ而来、

同廿七日、於御納戸、富嶋頼母より、御藏板可被成思召之段、被申聞、

(一九・21)

一三匁五分 元板丁子屋江板賃、
ペ 壱部二付、七匁四分

但、紙代ハ精麿ニ隨ヒ、種々高下有之、
其外、表紙手間等も、經師屋ニより少々不同

〔(一〇・22)

(後表紙なし)

一銀拾文目 (印) 板木屋
右慥受取申候、
十月三日御傳所 (書) 清兵衛 (印)
代万吉

一銀六拾五文目 (印) はんきや
板三牧代

〔③『御伝板木印刻代渡シ帳』袋縫(縦三・九×横一六・七cm) 23〕

右慥受取申候、〔(一・24)

はんきや 清兵衛 (印)

一金壱兩壹分

清兵衛 (印)

右慥ニ受取申候、三

ペ、拾弐牧代、合銀壱百匁渡ス

御傳書

七月十四日 板木三枚代 板木屋

清兵衛 (印)

一七拾五匁 右之通、慥請取申候、

板木屋

九月八日御傳書 板木三枚代 はん木屋
清兵衛 (印)

清兵衛 (印)

一七拾五匁 右之通、慥請取申候、

此板ハ、細注有之故、式匁増し遣、

以上、

印工 庄兵衛助 弥兵衛

九月廿七日

ペ、拾三牧分

銀三百式拾七匁也、

」(一一・25)

天明八年申八月

」(本文共紙裏表紙・26)

本屋 永田調兵衛(印)
證人

④『一札之事』一紙(縦三〇・五×横四一・〇cm。貼付)

御納戸
御役人衆中」(27)

一札之事

一祖師聖人御傳記

一真名御聖教類

愚禿鈔

文類聚鈔 入出二門偈 報恩講式

歎德文

太子講式 知恩講式 祖像贊銘

右 先達而御藏板之 思召立、被為在之候旨、被仰

聞候二付、板元書林江、段々相對事濟、新板致出来

候處、當春大火之節、板木致燒失候、併、公邊願

も相濟候上は、板株は急度相立申儀ニ御座候得は、

此後御再刻被成候共、何方よりも差障之筋無御座候、

則、板株為證跡、新摺本、并燒残り外題板相添、差

上申候、為後證、一札仍而如件、

⑤『板元相對之條々写』(卷紙(縦一四・七×全長四五・八cm。三紙。貼付)

板元相對之條々

上ヶ本濟

一御傳記

板元、東六条丁子屋九郎右衛門江、留板壹牧遣置、

壹部ニ付、正味銀三匁五分宛、遣候筈、然ル処、近

比永代板質渡切として、銀百牧申請、右留板は差戻

度旨、申來候、

上ヶ本未濟

一愚禿抄、文類聚抄、入出二門偈

板元同九郎右衛門江、留枚式牧遣置、壹部ニ付、正

御境内住吉町

慶證寺(印)

味銀三匁宛、渡候筈、

右同

一太子講式

板元、越前敦賀永覺寺支配、京醒井通丁子屋庄兵衛、
去午六月、拙僧、永覺寺へ罷越、板株致所望、相對
濟、尤、庄兵衛へも其段申聞置、

右同

一報恩講式

板元丁子屋庄兵衛を以、公儀江開板願濟、

右同

一知恩講式

丁子屋庄兵衛を以、公儀江開板願濟、

一歎德文

板元、御寺内油小路通吉野や為八江掛合、承知仕候
故、公儀願二及不申候、

一祖像贊銘

書林二似寄候本八、有之候得共、別本故、公儀願二
及不申候、」(28)

⑥『板木焼残り之覚写』巻紙(縦一五・五×全長一五・三cm)。

二紙。貼付)

板木焼残り之覚

外題小板壱牧

一御傳

一愚禿鈔

一文類聚鈔

一太子講式

一知恩講式

一報恩講式

一歎德文



合板 壱牧

一歎德文

右八、燒株之證跡ニモ、相成申儀ニ御座候得は、一
所ニ差上申度奉存候、板壱牧、刻料、木代、合銀武
拾匁宛、小板代、銀武匁、都合銀百武匁、此儀は、
思召次第与奉存候、」(29)

⑦『本屋江相対写』巻紙(縦一五・五×全長一〇・二cm)。
二紙。貼付)

真名御聖教、御藏板二付、本屋へ相對、

愚禿鈔

東六条

文類聚鈔

丁子屋九郎右衛門

一門偈

右、留板遣銀三匁宛、

太子講式

醒井

知恩講式

丁子屋庄兵衛

報恩講式

右八、別板刻立、相渡候筈二申聞置、

寺町

歎徳文

吉野や為八

右八、藏板致候旨、申聞候得共、何之儀も不申出、

堀川

河南四郎右衛門

兩師講式

大坂 本屋善兵衛

祖像贊銘

右八、様子有之、掛合無之」(30)

御寺内、油小路舛屋清兵衛与申本屋、惣而、板元丁子屋九郎右衛門へ、引合等仕候、忝候間、御出入永田調兵衛も同断二、本仕立等之儀、取計候様、被仰付可然哉、

板賃三匁五分宛積り候而八、過分之儀二候得八、永代板賃渡シ切、御相對可然候哉、

諸入用、慶證寺取替、都合銀四百七拾匁計御座候、委細は、覚書二認、差上置候通二候間、御渡し被下候様、御取計奉頼候、」(31)

⑨『御藏板入用勘定書写』卷紙(縦一五・〇×全長二五・〇cm。二紙。貼付)

御藏板入用勘定書

一金九両

一銀四拾三匁

御傳記之分

一金拾四両式歩

真名御聖教之分

⑧『諸取計願書写』卷紙(縦一六・四×全長二四・六cm。二紙。貼付)

右明細書、先達而差出置申候、

ペ、金武拾三両武歩

銀百九拾五匁

外二、

銀二十四匁八分

三十武丁不足分
板下

書足筆料

十四丁 壱匁貳分ツヽ

十八丁 壱匁ツヽ

右之内、去申極月晦日、金拾兩拝借仕候残り、金拾三
兩武歩、銀武百武十九匁八分、御渡被下候様、奉願候、

多年之辛勞空敷相成、如ケ計殘念奉存候、就夫、拙寺
儀、居宅掛屋敷等、不殘類燒仕、一向取續難出来、甚
當惑仕候付、何卒、右印板入用取替申上置候分、御憐
愍を以、拝借被仰付被下候様、奉願度候、併、右体之
儀、御取扱も難被成下、且又、板木急ニ御入用ニモ、
無御座趣ニも候ハヽ、外ニ右板木之株、所望之仁有之
候得は、譲リ遣候様ニ仕度候、此段、苦ケル間敷候哉、
ケ様之筋御伺申上候段、奉恐入候得共、何分身上難渢
仕候付、無拠、貴公様迄、御内々申上候間、御推察之
上、宜御勘考被仰上被下候様、奉願候、以上、

西
四月十五日
慶證寺」(32)

六月十四日

⑩『慶証寺入用金嘆願状写』巻紙（縦一五・五×全長二五

・三cm。二紙。貼付）

（表書）
「秋田藏人様 慶證寺」

以手紙、致啓上候、然は、去冬已來、段々及御引合候
御傳記、其外真名御聖教類之板木、弥御殿へ相納リ可
申告之處、彼是与隙取之内、當春大火之節、燒失仕、

副
右取替申上置候入用高、御傳記は、銀六百匁計は奉存
候、先達而差上置候覺書ニ而記し候通ニ御座候、其外、
御聖教類ハ、惣合銀八百匁計ニ而御座候、御取扱も可
被成下候ハヽ、委細書付差出可申候、以上」(33)

(11)『口上写』巻紙（縦一五・〇×全長五六・二cm。二紙。
貼付）

口上

御藏板元株之内、御買得之儀、段々板元庄兵衛へ直
段相對申候処、別紙目録之通、丸板八部二面、代金
百両迄ニ致し候筈ニ、相談仕候、就夫、惣而御殿よ
り被遣置候留板之儀、御買得之上、若外々へ被遣候
而ハ、御用之筋仲間江致持參候砌、差支相成候間、
慶證寺ニ被差置候様ニ致度旨、申來候、元來、御殿
へ御買取被申儀ハ、一向不申聞、拙寺へ買求候趣ニ
相談申事ニ候得は、先右申候通、御承引被成遣、御
買取相濟候上、追而永田調兵衛ニ而モ、為取扱候ハ
ヽ、如ケ様共可相成儀与、奉存候、尤、當方相談相
調不申候得は、東寺内丁子や九郎右衛門方ヘ、及相
談候様ニ申居候得は、宜御勘考御座候様、奉希候
一板貯之儀、御殿より相渡候分、毎年金五両計、但、
年ニ寄不同之由、町板之方も、仕入次第二而、増減
有之、曉与難定由申候、

口傳抄 改邪抄 歎異抄 同私記 存覚法語 女人
往生聞書 反故裏書

報恩講式翼贊

此板ハ、不用与可被思召候得共、御式文御藏板之元
株ニ相成候間、此度御次手ニ御買上被置、可然様ニ
奉存候」（34）

(12)『一札之事写』巻紙（縦三〇・六×全長六五・〇cm。三
紙。貼付）

一札之事

一本願寺親鸞聖人御傳記上下兩卷
此度、御藏板之思召立有之、私方右御傳板木所持仕
候故、差構有無御尋被下候ニ付、右御藏板致出来候
而は、私方板元過半賣止メ、難儀仕候間、先年真宗
法要之格を以、御藏板之内、板木壹牧御預り申上、
壹部ニ付板貯銀三匁五分宛、御渡被下候様仕度段、
申上候処、御承知被成下、御相對事濟、則其段本屋
行司中江も相達候而、実正明白也、然ル上は、新板

御弘通之儀、列帳、閉本共、御勝手次第可被成候、毛頭差障候筋無御座候、且又、此後私方二而再板仕

候共、是迄之通刻立申候而、御藏板之本ニ似寄、御

弘通之障ニ相成候儀は、一切仕間鋪候、万一、東御

本山御藏板思召立有之候而も、右真宗法要御留板之儀、惣而申上置候得は、私方所持之板木は差上不申候、右之外、於何方ニモ、類板等出来之儀、急度為致申間敷候、惣而、御一派御依用之御傳之板木、私方ニ列帳新板、外閉本、又平かな繪入本、右之通所持有之候外、御傳素本之板木、一切本屋共方ニ無御座候間、右御藏板ニ付、何方よりも差障申出候筋、毛頭無御座候、右之條々、萬一違變有之候ハヽ、何時成共私共罷出、御差支相成不申様ニ、急度埒明可申候、為後日、證文仍而如件

一本願寺親鸞聖人御傳記全部二卷

列帳閉古板
古板

平力才閉本繪入

右之板木、從古來所持被致候事、致承知候、然處、此度校合本、藏板致彫刻度候付、其方元板ニ差障有無、舛屋清兵衛を以、相尋候得は、藏板出来候而ハヽ、渡吉之障ニ相成、難儀之由被申越候旨、尤之事ニ候故、為其、右新刻板木全部之内、留板四丁張壹枚、相渡候上は、已來書物入用之節ハヽ、本壹部ニ付、銀三匁五分宛、相渡可申候、然ハヽ、右御傳注釈之義ハヽ、其仲間元株有之事ニ候得は、勝手次第彫刻可被致候、其義ハヽ、此方一切構無之候、為後日、仍而藏板一儀、如件、

東六條下珠數屋町

天明二年寅九月

丁子屋九郎右衛門 印

西六條油小路通
舛屋

清兵衛 印

丁子屋

天明二年寅九月十三日

西六條
慶證寺 印

九郎右衛門殿」(36)

西六條

慶證寺殿」(35)

(13)『新刻許可状写』一紙(縦二七・八×横三一・九cm。貼付)

(14)『相対覚写』巻紙(縦二八・一×全長四七・二cm。四紙。)

貼付)

板元書林江相對之覚

一御傳
天明三年卯五月、土屋伊豫守殿役所へ、慶證寺直々願出、段々御吟味之上、板行御免、

板元、東六条丁子屋九郎右衛門江相對、證文別紙、
写之通ニ御座候、猶又、當春永代板賃為渡切、銀百

牧申請度旨、舛屋清兵衛より申來候故、先承置候、
一愚禿鈔、文類聚鈔、入出ニ門偈

天明七年未十一月十日、永田調兵衛取次ニ而、西役所へ願、
御免、

板元、右九郎右衛門へ留板遣、壱部ニ付正味銀三匁

宛遣候筈、但、壱部与申ハ、三本合壱部之事ニ御座
候、分チ弘メ候儀ハ、無用ニ致し候様ニ断リ申來候、

一太子講式

明和九年辰五月、越前敦賀永覺寺より、丁子屋
庄兵衛取次ニ而、役所願、相濟候由、

板元、越前敦賀永覺寺へ、天明六年午六月、慶證寺
直々罷越、相對濟、

一知恩講式
天明七年未十二月五日、丁子屋庄兵衛取次ニ而、
西役所へ願、御免、

右、本屋元株無之由、

一報恩講式 天明五年巳十二月五日、丁子屋庄兵衛取次ニ而、
東役所へ願、御免、

板元、丁子屋庄兵衛所持之式又翼贊板木、引當と
して金子取替遣候而、表向ハ買取之分、尤、追而

訣立可仕筈、
板元、丁子屋庄兵衛所持之式又翼贊板木、引當と
して金子取替遣候而、表向ハ買取之分、尤、追而

一歎徳文 天明八年申八月廿二日、永田調兵衛取次ニ而、東役
所へ願、御免、

板元、寺町吉野屋為八江相應之代リ、写本
遣候筈、相對、

一祖像贊銘

右、同断、

右、本屋ニ似寄候株有之候得共、不及相對
事濟、

惣而、本屋より開板願、相濟候分ハ、本屋ニ而別板流
行仕候段は、真宗法要之通、當方より差構不申儀ニ御
座候、」(37)

(付)

新刻清濁句讀付
漢語御聖教類

愚禿鈔

入出二門偈

吉水講式

祖師講式

祖像贊銘

已上九部、

和語

一卷

山田光教寺
顯誓錄

天明四年辰二月廿一日、於長御殿、被
取掛、右之通此度新刻出来仕候、」(38)

仰聞候、以来、
段々